

集出荷施設等コスト高騰対策支援事業に係るよくある質問と答え

No	項目	質問	答え
1	事業実施主体	事業実施主体の「農業者の組織する団体等」であることの確認書類の提出は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の組織する団体の場合、構成員となる農家が3戸以上であることが必要で、定款・規約等を提出していただきます。 ・農地所有適格法人の場合、農業に年間150日以上従事する常時従事者が3名以上いることがわかる雇用契約書(写)等を提出していただきます。
2	補助対象施設	どういった施設の電気及び燃油が対象になるのか。	<p>農業者が利用料を負担する下記共同利用施設が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カントリーエレベーター ・ライスセンター ・共同乾燥施設(大豆、たばこ 他) ・共同選果施設 ・共同集荷施設
3	補助対象施設	米・麦・大豆などの倉庫には、利用料を徴収する所と徴収しない所があるが、どちらも対象か。	利用料徴収に関係なく、倉庫は対象外になります。
4	補助対象施設	利用料を徴収しない市場も対象施設か。	利用料徴収に関係なく、市場は対象外になります。
5	補助対象経費	補助対象の期間はどのようになっているか。	令和6年4月1日から令和6年9月30日までです。電気代の請求書の期間が3/2～4/1になっている場合は、請求額を按分し、対象期間の額を算出します。
6	補助対象経費	どのような経費が対象となるのか。	カントリーエレベーター等の共同乾燥調製施設においては、乾燥に係る燃料費・電気代及び付帯事務所の電気代。野菜や果実等の選果場においては、選果機本体の電気代と付帯施設の電気代が対象となります。
7	補助対象経費	お米の乾燥と並行して粳摺りを行っているが、補助対象になるか。	お米の乾燥と同時にを行う粳摺りの電気代は、補助対象となります。
8	補助対象経費	選果場のリフトの燃料にガソリンを使うが補助対象か。	リフトの燃料は補助対象外です。

No	項目	質問	答え
9	補助対象経費	選果場内に事業所が併設されており、事業所には、販売部門と営農指導部門がある。この場合、事業所分も補助対象としていいか。	事業所が選果場の販売員など、選果場関係の職員のみであれば、事業所を含め補助対象施設とすることは可能ですが、営農指導部門と一緒にしている事業所であれば、営農指導部門の電気代は補助対象外になります。補助対象施設と対象外施設の経費を面積等で按分するなどして算出してください。
10	補助対象経費	低電圧の電気料金の請求書には基本料金が記載されていない。どうやって基本料金等を把握すればいいか。	請求書とは別に電力会社から電気料金の明細データが送られてきている場合があるので、総務関係部署に確認してください。もし、電力会社から電気料金の明細データが送られて来ていない場合は、電力会社に問い合わせるなどして、明細書を徴取のうえ提出してください。(金額確認のため電気料金の明細での確認が必要になります。)
11	補助対象経費	[別紙第1号様式(明細)]1電気代の1円未満の端数処理は切り捨てか四捨五入か。	[別紙第1号様式(明細)]1電気代の「電気代①」「R2～5年電気代相当額⑨」の端数は、切り捨て処理してください。
12	補助対象経費	電気料の明細に割引が記載されているが、基本料金の割引か電力量料金の割引か不明。割引額は何かから引いたらいいか。	九州電力の割引額は、下記①②の順に引いてください。 ①基本料金 ②電力量料金(料金、燃料費等調整額) ※再エネ賦課金は割引対象外のため、再エネ賦課金から割引額を引くことはありません。 (例) 基本料 7万円 電力量料金 5万円 割引額 8万円 基本料 7万円－7万円(割引)＝0円 電力量料金 5万円－1万円(割引)＝4万円 ※なお、九州電力以外と契約されている場合は、契約先の電力会社にどの料金に対する割引か確認してください。
13	補助対象経費	電気代の低圧、高圧はどこで見分けられるのか。	請求書に記載されていない場合は、電力会社にお尋ねください。 なお、九州電力の場合、お客さま番号が「3」で始まるのは高圧とのことです。

No	項目	質問	答え
14	補助対象経費	なぜ過去の電気代(燃油代)との差額ではなく、高騰率で算出するのか。	過去の電気代(燃油代)との差額を高騰額とした場合、例えば収穫量が少ない年は、施設の稼働時間が短くなり電気代(燃油代)が減るなど、高騰以外の要因が関係してしまうので、高騰率で算出するようにしています。
15	補助対象経費	農協では、灯油などカントリーで使用する燃油を同じ農協で購入しているため、請求書の発行はない。そのため、請求書ではなく購入証明書でもいいか。購入証明書であれば、カントリーなど事業所単位で発行が可能。	補助対象施設で使用した燃油と判別できる書類で結構です。
16	補助対象経費	別の事業でも電気代や燃油代の補助を受けているが、補助対象になるか。	別の事業で補助を受けている場合は、当事業の補助対象外になります。
17	事業計画書等	電気料金の明細が電灯と動力で分かれているため、[別紙第1号様式(明細)]の1電気代は、月ごとの合計ではなく、行を追加して電灯と動力それぞれに記載していいか。	[別紙第1号様式(明細)]は、提出いただく電力会社の明細に合わせて記載するなど、金額が確認できるように記載してください。
18	事業計画書等	関係書類は何年保管が必要か。	国の交付金を財源に実施する事業ですので、5年間保管をお願いします。